

○東京藝術大学における名誉教授の科学研究費助成事業による研究実施に関する申合せ

〔平成31年3月28日〕
教育研究評議会申合せ

この申合せ事項は、東京藝術大学（以下「本学」という。）に在籍する教授のうち、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の採択を受けた者が、本学名誉教授称号授与後も当該科研費による研究を実施する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

1 資格

名誉教授で、科研費の研究代表者として本学において研究を実施できる者は、教授として在職中に科研費の採択を受け、在職期間終了後も当該科研費の研究実施期間が継続している者とする。

2 手続

- (1) 上記により当該科研費による研究の実施を希望する者は所属する部局長に申請しなければならない。
- (2) 申請の時期は、前年度の2月末日までとする。
- (3) 申請者は、科研費応募時に部局長の内諾を受けるものとする。
- (4) 部局長は、部局内において研究設備等が確保でき、当該科研費による研究が可能と判断した場合、学長に対し当該科研費の実施について推薦できるものとする。
- (5) 学長は、前項の推薦があったときは、本学の教育研究に支障がないと認めた場合に限り、当該科研費による研究の実施を承認するものとする。
- (6) 学長は、当該科研費による研究の実施を承認したときは、すみやかに当該部局を経由して申請者に通知するものとする。
- (7) 当該申請者に名誉教授の称号が授与されなかった場合、学長は、当該科研費による研究の実施の承認を取り消し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 研究期間

本学において名誉教授の当該科研費による研究が実施できる期間は、当該科研費が終了するまでとする。

4 規則等の遵守

名誉教授は、当該科研費による研究を実施するにあたっては、本学及び日本学術振興会の規則等を遵守しなければならない。

附 則

この申合せは、平成31年3月28日から施行する。